

## 西播磨水道企業団予定価格事前公表実施要綱

(平成19年6月25日訓令第12号)

改正 平成24年3月30日訓令第10号 平成25年3月26日訓令第4号  
平成30年3月30日訓令第3号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、その予定価格を入札執行前に公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事前公表)

第2条 企業長は、建設工事等の契約において競争入札に付する場合は、その予定価格について入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）をするものとする。ただし、予定価格が1億5千万円以上の建設工事等は除く。

### (事前公表する予定価格の内容)

第3条 前条の規定により事前公表する予定価格は、西播磨水道企業団の契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号）第5条の規定により定めた予定価格の額から、消費税額に相当する額を控除した額とする。

### (事前公表の方法)

第4条 第2条の規定により事前公表する予定価格は、その入札公告に記載するほか、企業団ホームページに掲載するものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

### 附 則（平成24年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。